



自動車・軽自動車・バイク・耕運機など

廃車・変更などの手続きは3月29日金までに！

軽自動車税

毎年4月1日現在の所有者などに課税される町税です。バイク、小型特殊自動車(耕運機など)など使用しなくなった場合や譲渡した場合は、廃車・変更などの手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。軽自動車税は、普通車などの自動車税と異なり、月割りで課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、1年分の税金が課税されます。手続きが済んでいない人は、早急に手続きをしてください。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なります。ご注意ください。

軽自動車の種類	手続き・問い合わせ先
吉岡町のナンバーが付いた125cc以下のバイク、小型特殊自動車	(役場) 財務課 税務室 ☎26-2237(直通)
軽二輪(125cc超250cc以下)	群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021(音声案内)
二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)
軽四輪	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109(音声案内)

自動車税

毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税される県税です。次の場合は、必ず3月29日(金)までに運輸支局で手続きをしてください。なお、手続きを販売業者などに依頼したときは、手続きが済んでいるか必ず確認してください。

- ▼手続きが必要な場合
 - 自動車を買った、または下取りに出した
 - 自動車を廃車した
 - 住所、氏名を変更した
 - 自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があった
- ⚠ 手続きをしないと、既に使用していない自動車の税金を納めることになる、転居先に納税通知書が届かない、などのトラブルの原因になります。

その他

普通自動車で一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/> にアクセスし、「自動車税の納税通知書の住所等変更について」で検索してください。

問い合わせ先	
自動車税について	県自動車税事務所 ☎027-263-4343 渋川行政県税事務所 ☎22-4050 または各行政県税事務所
登録について	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

お気軽にご相談ください

人権擁護委員に中島さん・小林さん



まちの鳥

人権擁護委員は、法務局と連携し、地域の皆さまから人権相談を受け、問題解決の手伝いや、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。※詳しくは、10ページの相談会日程をご覧ください。

よろしく願っています

新任 中島信好さん(大久保)

新任 小林祐司さん(上野田)

平成31年1月1日付

ありがとうございました

退任 大貫ふたばさん(大久保)

退任 大谷修司さん(上野田)

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室

☎26・2247(直通)

議会を傍聴しませんか

町議会3月定例会(予定)



町議会HP

本会議はどなたでも傍聴することができます。ぜひお越しください。

3月1日(金) 開会日

4日(月) 町長施政方針に
対する質問

8日(金) 一般質問

11日(月) 一般質問

18日(月) 閉会日

(討論・表決など)

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。

議会本会議を
インターネット中継します

本会議の生中継や録画配信を、町議会ホームページからご覧いただけます。

▼問い合わせ先 議会事務局

☎26・2283(直通)

消費生活センターをご利用ください

消費者安全の充実



まちの木

町は、消費生活の相談体制の充実を図るとともに、意識啓発活動を通じて自立した賢い消費者の育成に努めています。平成30年度には、消費生活センターを知ってもらうためのリーフレットの作成・配布などを行いました。

▼問い合わせ先

産業建設課

産業振興室

☎26・2280(直通)



消費生活に関する
トラブルなどの相談先

● 渋川市消費生活センター
☎22・2325

※受付時間は土・日・祝を除く
午前9時～午後4時

● 群馬県消費生活センター
☎027・223・3001

※受付時間は日・祝を除く午前
9時～正午、午後1時～5時

● 消費者ホットライン
(局番なし) 188

宝くじによる助成事業で 自治会の備品を購入

以下の各自治会では、群馬県市町村振興宝くじによる「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、自治会運営などに必要な一般・伝統芸能備品を新たに購入しました。この事業は、コミュニティ行事・集会施設関連事業の整備を図り、今まで以上に充実した取り組みを目指すものです。

【小倉自治会】

【上野原自治会】

【大久保寺上自治会】

【駒寄自治会】

【漆原西自治会】

八木節傘 29本

モノクロコピー機 1台

屋台および山車修理一式

ハンズフリーマイク 2個、

会議テーブル 13台、

パイプ椅子 30脚、

八木節傘10本

折りたたみ椅子台車 2台

問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244(直通)

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限 4月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

福祉医療制度が一部変わります

4月から入院時食事療養の対象が変更

福祉医療制度では、これまで入院時食事療養費の自己負担分をすべて助成していましたが、平成31年4月から、自己負担額の助成を受けるためには、**医療機関の窓口で減額認定証の提示が必要**になります。(高齢)重度心身障害者の福祉医療受給者証を持つ人は、受診時に医療機関の窓口で減額認定証を提示した場合

に限り助成されます。住民税非課税世帯などで減額認定証を持つ人でも、受診時に提示しない場合は助成されません。(ご注意ください。)

※一定の所得がある人など、減額認定証を持たない人は、自己負担が発生します。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室

☎ 26・2249 (直通)

第1・第3月曜日は午後6時まで

証明発行窓口 時間延長サービス

仕事などにより、開庁時間内に来庁することが難しい人のために、一部窓口業務の時間延長を実施しています。

▼日時

第1・第3月曜日(祝日などで開庁の場合は、翌開庁日)の午後6時まで

※広報よしおか裏表紙のスケジュールカレンダーに掲載します。

▼実施窓口

町民サービス室(③番窓口)

▼業務内容

戸籍・除籍謄抄本、その他戸籍証明書、住民票謄抄本、印鑑証明書、印鑑登録証交付、身分証明書などの諸証明

▼必要なもの

□本人確認書類(運転免許証など)

※印鑑証明書の交付には、印鑑登録証が必要です。

▼問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室

☎ 26・2244 (直通)

薬代が抑えられます

ジェネリック医薬品のおすすめ

ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品のことです。

有効成分、効き目、品質、安全性は新薬と同等ですが、価格は非常に安く、おおむね新薬の7割以下です。国の厳格な審査を受け、効き目や安全性が承認されている信頼できる薬です。

国保加入者に 薬代の差額を通知します

町では3月と9月に、町国保加入者で、服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人などを対象に、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。

通知は、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かるようになっていきます。切り替えの検討にご活用ください。

ジェネリック医薬品への 切り替え方法

- ① 診察を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。
- ② ジェネリック医薬品希望シールを医療機関窓口で提示する。



※シールは毎年9月の保険証の更新時に、新しい保険証に同封しています。または、保険室窓口で受け取ってください。
※薬によっては、新薬しかない場合もあります。また、ほかの医薬品との飲み合わせが変わることもあります。医療機関で十分相談したうえで切り替えてください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室
☎ 26・2249 (直通)